

令和 7 年度第 1 回武蔵村山市地域公共交通協議会交通部会の主な意見と事務局回答

主な意見	事務局回答
<p>1 南側からNo. 3 駅駅前広場に入る場合</p> <p>(1) 南側のバス停について</p> <p>① バスがNo. 3 駅に左折して入ってきた場合に、頭がセンターラインをオーバーしなければ入れず、反対側車線の停止線を踏んで入ってくることになる。</p> <p>② 確実にバスバースにバスが収まらないので、車いすの扱いができない。</p> <p>③ バスの右後部が線から出てしまっているの、この後、2 台目、3 台目が入ってくると、車両後部がほかの車と接触するのではないかという問題点がある。</p> <p>(2) 西側のバス停について</p> <p>④ No. 3 駅に入ってすぐのところにある中央分離帯が、線ではなくコンクリートの様な構造物であるとするならば、この部分に右のフロント部分が接触する可能性が高い。</p> <p>⑤ 正着ができないので、車いすの扱いができなくなる。</p> <p>⑥ バスベイの中に収まりが悪く、車両右後部が車道に残ってしまう可能性が高い。</p> <p>2 No. 3 駅駅前広場から新青梅街道に出る場合</p> <p>⑦ 中央分離帯の構造物に車体右前部分が接触する可能性が高い。</p> <p>⑧ 停止線に水平にバスを停車させることができない</p> <p>⑨ ゼブラの上を跨いで反対車線まで車体前部が出た状態で左折していかなければならない</p> <p>3 3 社のバスがNo. 3 駅駅前広場に現行のダイヤでアクセスした場合</p> <p>⑩ 最大で朝の 8 時台に 1 2 台のバスがここに入らなければ現行ダイヤは確保できない。降車対応や次の運行までの時間調整をした場合、8 時台の最大滞留台数は 4 台である。</p>	<p>①～⑩、⑬の意見について</p> <p>意見や課題を踏まえ、No. 3 駅駅前広場の再考案を示す。</p> <p>No. 3 駅駅前広場への路線バスのバス停設置の有無について市の見解を示す。</p> <p>➤議題 1</p>

<p>4 警備員について</p> <p>⑪ No. 3 駅駅前広場の車両の出入りに際して、警察の見解として警備員は要らないのか。 必要な場合の人数・費用負担はどのようになるのか。</p> <p>5 タクシープールについて</p> <p>⑫ タクシープールは3バースある。タクシー会社は3台をコントロールして、会社ごとに配車システムで3台以上いないように管理されるのか。</p> <p>6 自家用車の利用について</p> <p>⑬ 自家用車での送迎可となると、どこの駅でもそうだが、雨になると大変混雑する。路線バス、タクシーを除く車両を進入禁止として管理するなどの考えはあるのか。</p> <p>7 バス停の上屋について</p> <p>⑭ 事務局から提示のあった軌跡図は、ミラーを考慮できていない。 ⑮ 上屋の設置の有無、柱の位置について示してほしい。車道側に上屋の柱を持ってくるとバスが寄せづらい。</p> <p>8 No. 3 駅駅前広場から出た車両が右折できないなど、バス停の終点としてしか使えない。</p> <p>⑯ No. 3 駅駅前広場整備に際して、路線バスに対する意向を示してほしい。</p> <p>9 施設整備について</p> <p>⑰ バス停整備や駅前広場の利用といった事項は、自治体が決定するのか。 ⑱ 課題が出されて、一緒に皆さんでそれを解決する方法を見つけようという進め方でよいのか。</p>	<p>⑪ 現在までの協議過程において、誘導員に関する意見はない。</p> <p>⑫ タクシー事業者にヒアリングを実施したところ、現在の状況では、乗降所は必要、タクシープールは不要であると考えたとの意見があった。</p> <p>⑬ 周辺道路への影響が懸念されるため、公共交通以外の車両の進入禁止は、現在のところ考えていないが、駅前広場内については、駐車禁止の規制が必要と考えている。</p> <p>⑭⑮ 詳細設計時に対応を検討したいと考えている。</p> <p>⑰⑱ 交通部会での意見交換や情報共有、検討を踏まえ、関係機関との協議を経て、市が決定する。</p>
---	---

※駅名称は仮称